

令和8年草加市議会議会運営委員会要点記録（第15回）

◆開会年月日	令和8年6月22日（月曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員						
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員						
	森 覚	委員	佐藤憲和	委員						
	中島綾菜	委員	白石孝雄	委員						
	平山杏香	委員	関 一幸	委員						
◆欠席委員	なし									

◆協議事項	6月定例会最終日の運営について ※ 検討事項について
-------	-------------------------------

◆議事内容

午前9時29分開会

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案及び請願の審査の結果について報告があった。

議案及び請願の委員会審査結果表は別紙のとおり。

よって、審査が終了した議案及び請願を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。 → 了解

- 報告時期 → 議案及び請願の上程後に報告することを決定
- 質疑通告 → 各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 質疑時間 → 制限しないことを決定
- 質疑回数 → 3回までとすることを決定

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、請願の採決方法について、請願第2号は委員会で不採択のため、原案について諮る。 → 了解

2 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

- 報告時期 → 市長提出議案の採決後に報告することを決定
- 質疑通告 → 中間報告終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 質疑時間 → 制限しないことを決定
- 質疑回数 → 3回までとすることを決定

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 議員提出議案について

・議第3号議案から議第6号議案の4件（決議1件、意見書3件）

- 上程時期 → 特別委員長中間報告に対する質疑後に上程することを決定

- 質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採 決 → 電子採決によることを決定

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月1日(水)・埼玉県松伏町〕及び令和8年度県南七市治水大会〔7月17日(金)・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

5 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

6 その他

(1) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が開催される可能性があることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

→ 了解

(2) 定例会閉会後のあいさつ回りについて

代表監査委員から、定例会閉会後に会派控室にあいさつを行いたい旨の申し出があったため、御対応をお願いしたい。 → 了解

※ 検討事項について

6月3日の議会運営委員会で継続協議とすることが決定された
「議会運営に関する申し合わせ事項について」(発議:矢部委員)
御協議いただきたい。

【各会派の意向】

項目	議会運営に関する申し合わせ事項について
草加自民党・ 無所属の会	議会運営に関する申し合わせ事項の2(2 議案質疑・一般質問等について)の(19)の次の項目として、以下の一文を入れる。 「過去の本会議の答弁を引用する場合はしっかりと確認する。」
SOKA新政	議会運営に関する申し合わせ事項の2(19)では、「風聞、うわさに基づく発言は慎み、事実関係を十分に調査・確認してから発言すること。」としており、今回提案のあった一文は、2(19)に含まれる内容なので、現状維持(追記しない)でよい。
公明党	現状維持(追記しない)でよい。
市民共同	議会運営に関する申し合わせ事項の2(19)と似ている内容である。2(19)では事実関係を十分調査・確認することとなっているが、今回提案のあった一文は、何を確認するのかが不明であること、しっかりというのは感覚的なものなので、2(19)より抽象的な内容ではないか。似ている内容を2つ規定し、その一つが抽象的な内容であるとどちらの規定を本来のルールとすればよいのか分からなくなるため、整合性を考えるとこの一文を追記すべきではない。
立憲民主党	他会派の意見と同様、現状維持(追記しない)でよい。

※「各会派の意見がまとまらないため、検討終了でよいか。」<佐藤利器委員長>

※「よい。」<全委員>

→ 「議会運営に関する申し合わせ事項について」は、各会派の意見がまとまらなかったため、検討を終了することを決定

午前9時49分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 委員会審査結果表
- ・ 議員提出議案
- ・ 議員の派遣
- ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和 8 年 6 月 22 日（月）
午前 9 時 30 分 第 3 委員会室

6 月定例会最終日の運営について

1 各常任委員長報告について

各常任委員長から議案及び請願の審査の結果について報告があった。
議案及び請願の委員会審査結果表は別紙のとおり。
よって、審査が終了した議案及び請願を議題とし、各常任委員長報告を行うもの。

- 報告時期 議案及び請願の上程後
- 質疑通告 各常任委員長報告終了後に休憩し、受け付けることとし、次のとおり取り扱うことといたしたい。
- 質疑時間 制限なし
- 質疑回数 3 回まで
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、請願の採決方法について、請願第 2 号は委員会で不採択のため、原案について諮る。

2 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

- 報告時期 市長提出議案の採決後
- 質疑通告 中間報告終了後に休憩し、受け付けることとし、次のとおり取り扱うことといたしたい。
- 質疑時間 制限なし
- 質疑回数 3 回まで
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 議員提出議案について

- ・ 議第 3 号議案から議第 6 号議案の 4 件（決議 1 件、意見書 3 件）

- 上程時期 特別委員長中間報告に対する質疑後
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
- 委員会付託 先例により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採 決 電子採決

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

4 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会第1回正副議長会〔7月1日（水）・埼玉県松伏町〕及び令和8年度県南七市治水大会〔7月17日（金）・埼玉県川口市〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。

5 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

6 その他

(1) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が予定されていることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

※ 検討事項について

6月3日の議会運営委員会で継続協議とすることが決定された
「議会運営に関する申し合わせ事項について」（発議：矢部委員）
御協議いただきたい。

【各会派の意向】

項目	議会運営に関する申し合わせ事項について
草加自民党・ 無所属の会	・議会運営に関する申し合わせ事項の2（2 議案質疑・一般質問等について）の(19)の次の項目として、以下の一文を入れる。 「過去の本会議の答弁を引用する場合はしっかりと確認する。」
SOKA新政	
公明党	
市民共同	
立憲民主党	

令和 8 年草加市議会 6 月定例会

議案及び請願の委員会審査結果表

委員会名	付 託 件 名	審査結果
総務文教 委 員 会	第 2 8 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕	承 認 (全員)
	第 3 0 号議案 令和 8 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条 歳入全款	原案可決 (全員)
	第 3 1 号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 3 8 号議案 財産の取得について	原案可決 (全員)
福祉子ども 委 員 会	第 2 9 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承 認 (全員)
	第 3 0 号議案 令和 8 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条 歳出中、福祉部及び健康推進部に係る部分	原案可決 (全員)
	第 3 2 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
	第 3 3 号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
	第 3 4 号議案 草加市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 3 5 号議案 草加市児童発達支援センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 3 6 号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第 3 7 号議案 しんえい保育園耐震補強等工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決 (全員)
	第 3 9 号議案 債権の放棄について	原案可決 (全員)
	請願第 2 号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することを求める請願	不 採 択 (少数)

委員会名	付 託 件 名	審査結果
建設環境 委 員 会	第 3 0 号議案 令和 8 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条 歳出中、都市整備部に係る部分	原案可決 （全員）
	請願第 1 号 見沼代親水公園駅と草加駅西口を結ぶバス路線の早 期復活への働きかけと代替交通の検討を求める請願 書	採 択 （全員）

令和 8 年

草加市議会 6 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和8年6月22日

草加市議会議長 鈴木 由 和 様

提出者 吉 岡 健

賛成者 田 中 宣 光

〃 広 田 丈 夫

〃 斉 藤 雄 二

〃 菊 地 慶 太

見沼代親水公園駅と草加駅西口を結ぶバス路線に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 3 号議案

見沼代親水公園駅と草加駅西口を結ぶバス路線に関する決議

東武バスセントラル株式会社が運行する「見沼代親水公園駅～市営住宅～草加駅西口」路線が本年 4 月 1 日をもって廃止された。

当該路線は、見沼代親水公園駅（日暮里・舎人ライナー）と草加駅（東武スカイツリーライン）を結び、東京都心部への通勤・通学及び市内外の移動において、これまで極めて重要な役割を担ってきた。本路線の廃止は、新たな交通不便地域を発生させるだけでなく、住民の移動時間を大幅に増大させることが懸念される。

当該地域は住宅街であり、自家用車を持たない高年者や学生にとって、バスは移動を支える生活に不可欠な公共交通機関である。通院や買い物など、日常生活を維持する上で、これまでの公共交通が利用できなくなることは、交通弱者保護の観点からも看過できない深刻な問題となっている。

また、草加駅周辺や見沼代親水公園駅周辺の商業施設や医療機関、介護施設などの利用を促進し、地域経済を活性化するためには、両拠点を結ぶ円滑なネットワークが不可欠である。利便性の高い交通インフラは、現住民の定住促進のみならず、新たな転入者の確保にも寄与する。

よって草加市においては、地域住民の生活維持のため、次の事項について実施するよう強く求めるものである。

- 1 見沼代親水公園駅と草加駅西口を結ぶバス路線の早期復活への働きかけを行うこと
- 2 代替交通の検討を行うこと

以上、決議する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

草 加 市 議 会

令和8年6月22日

草加市議会議長 鈴木 由 和 様

提出者 田 中 宣 光

賛成者 吉 岡 健

〃 広 田 丈 夫

〃 斉 藤 雄 二

〃 菊 地 慶 太

ホルムズ海峡を巡る情勢等の影響を踏まえた中小企業・小規模事業者への
経営支援の強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 4 号議案

ホルムズ海峡を巡る情勢等の影響を踏まえた中小企業・小規模事業者への 経営支援の強化を求める意見書

中東情勢の緊迫化を受けたホルムズ海峡を巡る状況が我が国の経済や国民生活に及ぼす影響が懸念されている。原油価格や物流コストの上昇、資材調達への影響などは、中小企業・小規模事業者の経営に大きな負担をもたらす可能性があり、ひいては地域経済への影響も危惧される。

とりわけエネルギー価格や原材料価格の高騰、物流の停滞等は、多くの事業者の事業継続や雇用維持に影響を及ぼす恐れがあり、政府は現状を的確に把握し、機動的な支援策を講ずることが重要である。

よって政府においては、中東情勢の影響を受ける中小企業・小規模事業者への経営支援を強化するため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 1 原油価格や物価の動向を十分注視し、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や相談体制の充実を図ること
- 2 燃料費、電気・ガス料金、その他事業活動に必要なコスト負担の軽減について、実情を踏まえた必要な支援策を講ずること
- 3 石油製品や重要資材の安定供給の確保に向け、関係機関と連携し必要な対策を講ずること
- 4 売り上げ減少や資材不足等により経営に深刻な影響を受けた事業者に対しては、状況に応じた適切な支援制度を迅速に講ずること
- 5 政府が示した金融上の対応を着実に実施するとともに、資金繰りに支障が生じる事業者に対しては、既往債務の条件変更や借り換え、融資制度の活用など、柔軟な金融支援を推進すること
- 6 雇用維持や事業継続に支障が生じた事業者に対しては、状況に応じて必要な雇用対策等について迅速に検討・実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 22 日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣	様
財 務 大 臣	様
厚生労働大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
国土交通大臣	様
環 境 大 臣	様

令和8年6月22日

草加市議会議長 鈴木 由 和 様

提出者 広 田 丈 夫

賛成者 吉 岡 健

〃 斉 藤 雄 二

〃 菊 地 慶 太

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 5 号議案

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度における住宅扶助は、一定の役割を果たしているものの、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分に対応し切れているとは言い難い。

よって政府においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項について速やかに実施するよう強く求めるものである。

- 1 低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引き上げを図ること
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者世帯や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスの普及促進のため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進するとともに、高齢期に備えた相談体制を整備すること
- 4 ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家契約で低廉な家賃で貸し出す仕組みを全国に展開し、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと
- 5 生活保護制度における住宅扶助基準額について、現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 22 日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様

令和8年6月22日

草加市議会議長 鈴木 由 和 様

提出者 広 田 丈 夫

賛成者 斉 藤 雄 二

〃 菊 地 慶 太

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 6 号議案

核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

現在、国際社会はロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器の使用に対する懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は 2021 年 1 月 22 日に発効し、本年 2026 年で 5 年を迎えた。これまでに締約国会議が 3 回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核兵器廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして 2026 年 11 月頃には、発効後初となる第 1 回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上、深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に示し、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。

よって政府においては、核兵器禁止条約第 1 回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な議論に積極的に関与するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 22 日

埼玉県草加市議会

内閣総理大臣 様

外 務 大 臣 様

議 員 の 派 遣

令和8年6月22日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会第1回正副議長会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会第1回正副議長会への出席
- (2) 派遣場所 埼玉県松伏町
- (3) 派遣期間 令和8年7月1日(水)
- (4) 派遣議員 金井俊治 議員

2 令和8年度県南七市治水大会

- (1) 派遣目的 令和8年度県南七市治水大会への参加
- (2) 派遣場所 埼玉県川口市
- (3) 派遣期間 令和8年7月17日(金)
- (4) 派遣議員 堀込彰二 議員 森 覚 議員 藤原みどり 議員
菊地慶太 議員 川崎久範 議員 平山杏香 議員
金井俊治 議員 広田丈夫 議員 石川祐一 議員
木村忠義 議員 矢部正平 議員 田中宣光 議員
田川浩司 議員 佐藤憲和 議員 斉藤雄二 議員
関 一幸 議員

令和 8 年 草 加 市 議 会 6 月 定 例 会
議 事 日 程（第 1 9 日）

令和 8 年 6 月 2 2 日（月曜日）
午 前 1 0 時 開 議

- 1 開 議
- 2 議案及び請願の上程
- 3 各常任委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告
- 4 各常任委員長報告に対する質疑
- 5 討 論
- 6 採 決
- 7 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告
 - △ 議会改革特別委員長報告
- 8 特別委員長中間報告に対する質疑
- 9 議員提出議案の報告及び上程
- 1 0 議員提出議案の説明
- 1 1 議員提出議案に対する質疑
- 1 2 委員会付託省略
- 1 3 討 論
- 1 4 採 決
- 1 5 議員の派遣
- 1 6 市長あいさつ
- 1 7 閉 会